

オンライン資格確認の導入の原則義務化の経過措置の 猶予届出に必要なこと（1/2）

- ご自身の医療機関・薬局が経過措置のどの事情に該当するか確認し、それぞれの猶予届出に必要な事項について確認してください。経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、支払基金に原則医療機関等向けポータルサイトで、猶予届出を遅くとも令和5年3月31日までに提出してください。

やむを得ない事情

必要事項

(1)	<p>令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、薬局（システム整備中）</p>	<p>令和5年2月末まで</p> <ul style="list-style-type: none"> システム事業者と契約締結をしてください。 <p>令和5年3月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> システム事業者にシステム整備が完了する見込みを確認し、猶予届出※を提出してください。 猶予届出の添付文書として、契約書や注文書の写しなど事業者と契約したことが確認できる書類をご用意ください。 <p>令和5年9月末まで</p> <ul style="list-style-type: none"> システム整備を完了し、オンライン資格確認の運用を開始してください。 医療機関等向けポータルサイトから運用開始日の登録をしてください。 <p>（運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード（マイナンバーカード）を用いて電子資格確認（オンライン資格確認）ができる環境が整った後の最初の診療日を指します）</p>
(2)	<p>オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、薬局（ネットワーク環境事情）</p>	<p>令和5年3月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 猶予届出※を提出してください。 <p>光回線の敷設</p> <p>オンライン資格確認に接続可能な光回線が整備されてから6か月後まで</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の運用を開始してください。 医療機関等向けポータルサイトから運用開始日の登録をしてください。 <p>（運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード（マイナンバーカード）を用いて電子資格確認（オンライン資格確認）ができる環境が整った後の最初の診療日を指します）</p> <p>※光回線の代替として、IPSec+IKEサービス提供事業者（インターネット接続方式）のご利用をシステムベンダともご相談いただき、ご検討ください。</p> <p>（オンライン資格確認に対応しているインターネット回線については、「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」を参照ください）</p>
(3)	<p>訪問診療のみを提供する保険医療機関</p>	<p>令和5年3月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 猶予届出※を提出してください。 <p>令和6年4月目途まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問診療のオンライン資格確認（居宅同意取得型）の運用を開始してください。 医療機関等向けポータルサイトから運用開始日の登録をしてください。 <p>（運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード（マイナンバーカード）を用いて電子資格確認（オンライン資格確認）ができる環境が整った後の最初の診療日を指します）</p>

※猶予届出については、次の資料「オンライン資格確認の導入の猶予届出提出について」をご確認ください。